

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回 定 例 会 6 月 9 日 開 会
 6 月 15 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年6月9日（火曜日）

第5回南三陸町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年第5回南三陸町議会定例会会議録第1号

令和2年6月9日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

會計管理者	三浦 浩君
總務課長	高橋 一清君
企画課長	及川 明君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊介君
管財課長	阿部 彰君
町民稅務課長	阿部 明広君
保健福祉課長	菅原 義明君
環境対策課長	佐藤 孝志君
農林水産課長	千葉 啓君
商工觀光課長	佐藤 宏明君
建設課長	及川 幸弘君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中 剛君
上下水道事業所長	佐藤 正文君
歌津綜合支所長	三浦 勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和則君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵 武久君

教育委員会部局

教 育 長	齊藤 明君
教育總務課長	阿部 俊光君
生涯學習課長	大森 隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長恒君
事務局長	男澤 知樹君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高橋 一清君
-------	--------

農業委員会部局

事 務 局 長	千葉 啓君
---------	-------

事務局職員出席者

事務局 長

男 澤 知 樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小 野 寛 和

議事日程 第1号

令和2年6月9日（火曜日）

午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日より6月定例会に入るわけでありまして。残念ながら、今回の一般質問7名であります。もっともっと出してほしいなと思っております。7名のうち、10件の一般質問がございます。その10件のうち、5件がこの新型コロナウイルス対策についてになっております。それぞれの議員の皆様方には、重複をしないような質問をしていただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人でありまして。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から6月15日までの7日間とし、うち休会を6月13日、14日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配

付したとおりであります。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、高橋兼次君、倉橋誠司君、後藤伸太郎君、佐藤正明君、千葉伸孝君、今野雄紀君、及川幸子君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会から令和2年第2回定例会で議決された閉会中の所管事務調査を行った結果を報告いたします。

資料の3ページをお開きください。

1、調査期日、2、調査場所につきましては記載のとおりでございます。

3、調査事件、町の財政状況についてであります。

その目的でございますが、東日本大震災発災から9年余りが経過し、震災復興交付金事業期間も残すところ1年を切る状況となりました。復興創生期間終了後は、自立の道を歩んでいかなければなりません。持続可能なまちづくりを目指さなければならない現状にある当町の将来を見据えた財政状況を把握し、事前に対策を打ち出すことが重要であると考えことから、町の財政状況について調査を行うものでございます。

調査事項は、町有財産の管理・活用状況等についてであります。

調査概要といたしまして、管財課職員から町有財産の管理・活用状況等について聞き取り調査を行いました。

志津川市街地区画整理事業は、38万平方メートルの事業面積がありますがけれども、申出換地、土地交換などを経て4万平方メートル余りが公募対象となっており、第6次の公募を行っております。また、公有施設、公用車の維持管理費等についても調査を行いましたが、持続可能なまちづくりのためにはさらなる経費削減のための取組を進めていくべきであり、第2庁舎、第3庁舎の今後の取扱いや公用車の台数減なども含めて検討する必要があります。

町の財政状況につきましては、昨今の社会情勢の変化もあり、引き続き検討する必要があるため調査を継続するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら、疑義をた

だす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） それでは、産業建設常任委員会から、閉会中の所管事務調査を行った結果を報告いたします。

調査期日、調査場所につきましては記載のとおりでございます。

調査事件につきましては、林業振興でございます。

調査目的については、町の面積の8割を占める森林は、我々の先祖、先人たちが夢を持って作り上げた林野でございますが、平成27年10月にF S C国際認証を取得し、町産財のブランド化を図る施策を展開しておりますが、高齢化社会の加速化や人口減少などによる後継者、担い手不足が要因となり、適正な森林の管理はもとより、林業の振興自体も危惧されているところであります。よって、当委員会では、当町の産業全てに影響を与える森林の今後の適正な管理及び林業振興方策について検討するため調査を行うものであります。

5番の調査事項につきましては、F S C認証取得の効果と適正な森林管理に対する取組についてであります。

6番、調査概要につきましては、南三陸町森林管理協議会は南三陸町と民間4団体でF S C国際認証を宮城県で初めて取得いたしました。面積は、現在2,468ヘクタールに拡大しており、国際基準に基づき地域に合った森林管理を探求している。環境に配慮しながら人が手をかけることによって一本一本の木々に生命力があり、様々な下草が生え、動物たちの生活の場にもなる万物が共存する山をつくるため、若い人にも参加を求めながら取り組んでいる状況でありました。

本件については、林業における新しい時代にふさわしいビジネスモデルを考察する必要があるため、継続調査とするものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 民生教育常任委員会より、御報告いたします。

今回は、環境政策ということで数々の調査を予定していたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月18日、持続可能な環境の調査として歌津地区の草木沢焼却場の現地調査と、視察した後に環境対策課長から聞き取りを本庁に戻り実施いたしました。

草木沢の施設は老朽化も進み、補修と修理を重ね何とか維持されている状況でした。歌津地区の粗大ごみの焼却場の存続は厳しく、町のごみ環境は急務でございます。今の問題として、ごみ処理費の縮小は持続可能なまちづくりの障害となりかねません。まだまだ継続してのクリーンセンターの調査と、南三陸B I Oの生ごみの処理の可能性など、今後の調査継続といたします。

詳細は、記載のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所掌事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所掌事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査。

令和2年3月27日、第3回南三陸町議会臨時会の議会運営について。5月14日、議員提出議案の取扱いについて。5月19日、第4回南三陸町議会臨時会の議会運営について。6月4日、第5回南三陸町議会定例会の議会運営について調査を行ったものでございます。よろしく願いします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告及び委員長説明に対し、疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会所掌事務調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議会広報特別委員会でございます。

調査期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項、調査概要につきまして記載のとおりでございます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大期においては、傍聴の自粛協力についての周知も併せて行ったところでございます。よろしく願いします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら、疑義をた

だす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

次に、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会といたしまして、記載のとおり3月24日に役場会議室において執行部から経緯の聞き取り調査を行っております。今後、動きがありましたら随時委員会を開催して調査を続けていくところでありましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 委員長に対し、疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会調査報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第5回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中御出席を賜り、感謝を申し上げます。

令和2年第4回臨時会以降における行政活動の主なものとして、一般会計補正予算第1号及び第2号により予算措置いたしました新型コロナウイルス感染症対策としての各種事業の進捗状況等について御報告を申し上げます。

まず、家計への支援を目的として実施の特別定額給付金については、6月5日現在、受付件数4,323件、受付処理率は96%、給付済額としては11億2,660万円、給付率は90%となっております。また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、当初の予定どおり本日一般受給者への支給を完了できる見込みとなっております。さらに、修学生生活支援給付金にあつては、7月1日から申請受付を開始することとしているほか、母子父子家庭等特別給付金については7月9日に対象となる方々の口座に振り込むこととしております。

次に、感染拡大の防止を目的とした休業要請、時短営業要請に対する休業協力金につきましては、既に5月20日から申請を受け付けており、また事業の継続を目的とする経営継続給付金にあつては6月15日から申請受付を開始することとしているほか、地域経済の回復を目

的とした地元商店応援券については6月1日からその使用を開始しているところであります。

今後におきましても、各種事業の有効な活用等に向け、町民皆様への的確な情報提供に努めるとともに、早期の支援が実現するよう全庁を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

なお、今年度実施を予定しておりました敬老会につきましては、御出席いただく皆様の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、やむを得ずその実施を見送ることといたしましたので御報告するものであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時16分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第5 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番高橋兼次君。質問件名、1、新型コロナウイルス対策について。以上、1件について一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。10番高橋兼次君。

〔10番 高橋兼次君 登壇〕

○10番（高橋兼次君） おはようございます。10番高橋兼次でございます。10番はただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

質問の相手については、町長並びに教育長でございます。

質問事項は、新型コロナウイルス対策についてということでありまして、要旨でございますが、1つ目に全国の各自治体がしのぎを削るかのように様々な独自支援を講じている中で、当町の支援の在り方、また今後の経済回復への対応を伺うものでございます。

次に、2つ目といたしまして、新型コロナウイルスの第2、第3波が必ず来ると予想されております。第1波の課題を踏まえ、当町の感染拡大防止対策を伺うものでございます。

以上、登壇よりの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋兼次議員の御質問、新型コロナウイルス対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の御質問、独自支援の在り方、今後の経済回復への対応強化についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応する町独自の事業実施の考え方につきましては、国から交付される地方創生臨時交付金を最大限に活用し、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続及び経済活動の回復の3本柱を強く意識したところであります。

また、施策の検討に当たっては、真に支援を必要とする対象に対し、速やかにかつ確実にきめ細やかな支援が行き渡るよう制度設計を行いまして、必要な予算を計上したものであります。

今後の経済回復への対応につきましては、地方創生臨時交付金の2次配分、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めながら、今年度予算の組替えも選択肢の一つに、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、第1波の課題を踏まえた第2波、第3波の当町の感染拡大防止対策についてお答えをしますが、新型コロナウイルスが1月15日に国内で初めての発生事例が確認されて以降、感染者数は1万6,800人を超え、死者は900人を超えている状況であります。このような事態に、国においては様々な感染拡大防止策を講じるとともに、4月7日には緊急事態宣言が発出されました。その結果、全国の感染者数は減少傾向に転じ、5月25日、緊急事態宣言が解除となりました。その間、本町におきましては、令和2年2月3日に第1回新型コロナウイルス感染症対策幹事会を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症の状況等につきまして情報共有をしております。さらに、2月25日に対策本部を任意で設置し、任意設置、法定設置での対策本部会議を計10回開催をいたしております。本町の感染拡大防止対策としましては、御承知のとおり国の要請を受け3月2日より町内全ての小中学校を休校するとと

もに、各種イベント等の中止、延期を決定し、町民に対しましては予防、蔓延防止対策として新型コロナウイルスについて正しい認識を持っていただくとともに、感染症の予防を徹底していただくようチラシ等の毎戸配布や無線放送等での呼びかけ、ホームページ等を活用し最新情報を発信するなどの対策を講じてまいりました。このような中、第1波の課題につきまして改めて振り返ってみますと、感染拡大のスピードが速く、感染予防のためのマスクや消毒薬、防疫用資器材の不足や、事態に応じた対応策を新たにつくり出さなければならなかったことが挙げられます。緊急事態宣言につきましては、過日その宣言が解除になりましたが、決して終息したわけではなくて、第2、第3波が予想されております。今後の感染拡大防止対策については、国県の方針を踏まえ、第1波の際の時間軸対応をより速く、的確に取っていくことになるため、引き続き町民の皆様に対しましては身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの感染防止の3つの基本の周知を行いまして、国が示す新しい生活様式が定着するように啓発を行っていくとともに、事業所や関係機関等へも感染対策を徹底していただくように周知を図ってまいりたい。さらに、今後は日常生活の中で感染を再度拡大させないためにも予防が重要になることから、気を緩めることなく、ただし過度になり過ぎないように、感染予防の取組について様々な機会を捉えながら啓発をしてまいります。なお、新型コロナウイルス感染症との戦いは長期戦が見込まれておりますので、今後は心のケアにも十分意を用いてまいりたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま、答弁をいただきました。まさにそのとおりだろうと思えます。

先般の臨時議会で説明があったわけですが、各自治体にさきがけ、我が町の独自支援を打ち出したわけですが、この内容については、何ら否定するものではございませんが、一定の評価をするということになります。町民の声は様々な声があります。この声、恐らく町長も聞いているかと思いますが、町民の声あるいはこの打ち出した独自支援の検証等を含めて、今後の考え方をどのように考えているのかですね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前回の、最初のコロナ対策の中で金額として2億2,000万円弱ということで拠出をさせていただきました。そのうち、御承知のように一般財源で8,000万円を活用してコロナ対策に当たってございます。当然、2億2,000万円というお金がすべからず町民の皆さん方に広く理解をいただいているということにはなかなかつながらない部分は当然

あると思います。これ、ある意味、こういった対策については当然付きまとう問題だと私は思っておりますので、いずれにしましても今後2次の臨時交付金が発出されますので、今週国会で2次補正の予算が通るということになりますので、そういったことを踏まえながらこれからの南三陸町のコロナ対策ということについては意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 次に、この16項目の支援でカバーできない部分への今後の支援策ということなんですが、今答弁したとおりの2次補正による考え方が出てくるんであらうと思いますが、その中身についてはまだ見えるものはございませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら今の時点で金額もどのくらいの財源が配分になるかということについてはお示しをいただいております。あわせて、2次の配分の中でこの財源使途につきましてどういう縛りがあるのかということについても全く示されていないという状況でございますので、なかなかこの場所で、私からお答えをするというのは大変難しいと思っております。ただ一つ、これだけはお話しさせていただきますが、いわゆる市町村それぞれがばらばらでコロナ対策ということではなくて、一つの基幹事業ということで、県、市町村、一緒に連携をした事業を一つやりましょうということの県からの提案をいただいております。基本的には市町村長の皆さん方には全てその件については理解をするということで、これはいずれ県のほうで、どういう分野で共通の事業ということで取り入れるかということについては議論をこれからされると伺っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それで、その16項目の中から取り上げてみて、漁業の生産現場、コロナの影響で大変困難な状況といいますか苦しい状況に陥っているようであります。また、コロナの影響も後押しするような海況異変ですか。経営断念も視野に入れている方の話も聞きますが、ここへの支援策をどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体的にどういう分野をお示ししているのか、具体にお話をいただきたいと思っておりますし、こういった施策を展開する際に、これだけはお話をさせていただきますが、個々の方々からの御意見をお伺いしますともう百人百色、千人千色になります。したがって、水産ということになれば当然指導団体である漁業協働組合、そちらのほうで

意見を取りまとめて、そして町に持ってくるということが流れとしては筋だろうと思います。当然、今回の第1次の関係でも商工会は全会員にアンケートを取りながら、その中でどういう課題があるのかということを取りまとめて我々と協議してございますので、そういう努力ということについて漁業協働組合にもお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。

漁業生産現場ということでの御質問でございます。今回、前回の議会で農林水産課のほうでお示しいたしました支援事業に関しましては、漁協のデータを基に間違いなくコロナの影響で売上げが落ちたという部分を中心にお示したというところでございます。今後でございますけれども、先ほど答弁にもありましたように2次補正の動向を見ながらということにもなるんですけれども、例えば海況異変ですとか、要は貝毒の状況で生産が落ちているという魚種もございます。そういった部分はコロナとは切り離して検討すべきだと考えておりますので、そこはまた別の機会に何らかの方策という部分は漁協と検討させていただくという中身になると思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 漁協も、なかなか支所単独での動きというのは難しいようであります。やはり県漁協ということで、本所のほうとですね、いろいろと対策を練り、それから支所への指示、指導が出てくるんだろうと思いますが、そういった面で多分支所が直接町に支援要請ということは難しく、そしてまた遅れているんだろうなと思います。その、今の養殖関連の中でも、確かに貝毒の影響もあります。貝毒の影響もありますが、貝毒ばかりの影響ではございません。貝毒でも取扱える魚種はあるわけですから。その魚種がコロナのために販売が低迷しているということで、重なって動きが鈍いわけでございますので。後で何らかの対策をするということですが、多分それも2次補正の中で出てくるのかなというような思いもあるんですが、そういうような、再度ですが担当課としてどういう考えを持っているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 確かに、様々な原因によって売上げが落ちているというところの中で、今回間違いなくコロナの影響であるというデータを支所から頂いた中で制度設計をしたというところでございます。したがって、確かに貝毒もあるしコロナの影響もあるかもしれないという部分は議員御指摘のとおりだと思うんですけれども、なかなか実際生産者

が水揚げをして、それが要は漁協を通さないと幾らかの減額、例年と比べて減額になったかというそういったデータがなかなか見えづらいというところもございますので、そこは間違いなくそれはコロナだと、これは貝毒だというバックデータという部分を今後ちょっと漁協と、既に打合せはしておりますけれども、そういった間違いのないデータという部分がないと、先ほど財源という面での地方創生の交付金がございますのでそこに当てはまらなくなってしまっておかしくなってしまうので、そこは精査していきたいと考えています。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろと現場といいますか、生産者あるいは組合、いろいろどこかかみ合わない部分もないわけではないんです。一本化しないとなかなか難しい面は分かっているんですけどもね。ただ、現場はかなり悲鳴を上げておりますので、その辺も今後しっかりと拾い上げて、組合の指導なり、あるいは調整なり必要になってくるんだろうと思いますので対応していただきたいと思います。

その中で、商品券があるわけですが、この商品券、これまでもそうだったんですが、基本といいますか、該当が商店会連合会に加盟しなければ使えないというようなことなんですよ。これを設定した理由といいますか、これまでもそうだったんですが、なぜそうなのか。加盟しない方々もコロナの影響は受けているわけなんです、町内全ての方々が使えるようなそういう工夫が必要でないのかなと思っておりました。この通告をしてからいろいろな事業が次々と出てきているようでありますが、当初とすればやはり町民の声の中には何でなのというような声があります。ですから、その辺今後どのような工夫を入れていくか。その辺あたりの考えをお知らせ願います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、商品券の関係でお答えをさせていただきます。

今回、商品券を南三陸町の商店会連合会という枠組みを使って進めるということに決定した内容は、まずもってそういう仕組みが既にあるということなので、いち早く経済効果に期待ができるという面がございます。そして、当然に加入していなければ使えないという限定がつくので、その他の商店についてもこれを機に商店会への加入も促進をしていくという活動も当然一緒にやっているというようなことでございます。あわせまして、今回用途を限定しない定額給付金、各お一人当たり10万円という金額が支給になるということもございましたので、ここは当課といたしましては地域経済の回復に向けた取組の第1弾といたしまして、地元消費に直結するようなところを選択すべきと考えた次第でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これは、商店会連合会に限定した理由は、今回ならずこれまでもそうだったんだけど、限定した理由は何なのかっていう話ですよ。当初、どういうわけでここに限定したのかですね。今回を見ますと、これまでとはちょっと違うんじゃないのかなと。世界を揺るがすような出来事の中で、加盟している人も加盟していない人もコロナの影響を受けているわけですから、そこは満遍なくやったほうがいいのかなと思うんですがいかがですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 当然に、おっしゃるとおりだと思うんですが、一つの制度で全てを網羅するというのはなかなか難しいと思います。その中の一つとして、地域経済を盛り上げる一つ的手段として商品券というのを選んだ部分がありまして、そこというのは、先ほども言いました商店会連合会というのが既にそういう枠組みを持っていましたので、即効性という部分も考えまして選択をさせていただいたということでございますので、当然にいろいろな影響を受けているということもございますので、県の休業協力金、そのほか経営継続の補助金なんかも用意をさせていただいて、いろいろなところで対応できるようにということで、第1弾は構えをさせていただいたということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ちょっと何かあんまり分からなかったけれども。いろいろな事情というか、制度の中でいろいろ考え方もあるんでしょうけれども、やはりこれは満遍なく降りかかるような考え方で今後も交付金を利用させていただきたいなと思います。

資料といいますか、後で出てきたんですが、休業時短要請の協力金、これを通告した後で出てきたんですけども、チラシが回ったというような形で。この事業者数、先ほど説明がありましたけれども、売上げ20%以上減で10万円ということであります。これは、各市町村もそういうような対応をしているようでありますが、中には20万円という市町村もあります。その上乘せ、かさ上げする考えはないかどうか、この辺を。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、まさしくこのコロナ対策含めての問題点でございます。第1次補正のときからそうなんです、県内の市町村でいわゆるコロナ対策で格差が出るということについては首長の間でいろいろ議論されてまいりました。その中で、ある意味今回のいわゆる協力金の関係については県が20万円、それから各市町村が10万円ということで、こ

こは基本ラインとしてこれをやりましょうと。しかしながら、それ以外の部分については多分これはそれぞれの市町村の考え方ということになるかと思っておりますし、多分うちの町の16項目というのは県内の自治体で多分最多だと思います。少ないところでは5つとかその辺のラインになってございますので、基本的にそういった金額の問題、あるいはどの辺まで範囲を広げるのか、これはそれぞれの自治体の裁量でございますから、10万円を20万円という自治体もございますし、あるいは給付支給をしていないという自治体もございます。したがって、ここはいろいろそれぞれの自治体の考え方ということでございますので、そこはひとつ高橋議員にも御理解をいただくというしかございませんのでお願い申し上げたい。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 各自治体の懐次第というようなことでありますが、事情があるようです、各自治体ですね。19号の被害でまだコロナにも十分にできないとかですね、様々あるようではありますが。できれば、こんなに落ち込んでいる中ですので助けていただきたいという声が大分あるようですので、今後財源をどううまく使うかは担当課次第だと思いますので、その辺あたりもよく考えていただきたいなと思います。

それから、次に、国の持続化給付金のことについて、なかなか出たときは今のようにあまり報道で騒いでいなかったんですが、これについて当初出たときに、これは生産関係のほうも対象になるのかなというような思いでこれに飛びついたのですけれども、いろいろ見たり聞いたりしますと申請の手続が何か少し明瞭でない。これ、やはりもう少し申請を簡素化するといいますか、簡単にできるようなそういうことは国、県に求めることはできないものなのかどうかですね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、国でやっている施策でございますので、しかも全国一斉に一律に行っているということの制度になっておりますので、町がこうしろああしろということについてはなかなかこれは国のほうには、今あのとおり国のほうも大混迷してございますので、それぞれの自治体から意見を述べても国としては多分今その耳をこちらに向けていただける余裕がないと思っております。とにかく、皆さん方には持続化給付金の申請についてはそれぞれの窓口がございますので、そちらのほうに行って申請をしていただくというところしか、現在としては私からはそこしか申し上げられませぬのでお願いをしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これ、今、国の制度と言いますけれども、あのような騒ぎの中で、中

身が全然明確になっていない。中央で議論の中では幽霊会社があったのではないかなんてそんな話まで出てきて、しかも金額が760億円近くですか、70億、ですね、そのうちの20億円がどこかへ消えてしまったというような、何か末端でも一向に中身が明確でない、見えない。これがいつまで続くのかも分からない。誰がやっているのかも分からないというような、全く暗闇の中での申請で、例えば漁業者あるいは農業者の方々が安心して申請できないんじゃないのかなと思うんです。ですから、これはもう少しこの制度の在り方を、町長は特に宮城県の町村のトップにいるわけですので、県との調整あるいは国への進言、いろいろできるんじゃないのかなと、そんな思いがあるんですがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、これ、意見を申し述べるとすれば制度がスタートする前でしたらば全国町村会あるいは全国市長会を含めてそういったことが可能だったかもしれません。しかしながら、御承知のようにもう既にこの事業はスタートしてございます。それぞれ全国に500か所に申請所が設置をされまして、それぞれもう既に受付が始まっているという段階でございますので、その時点で全国町村会を含めその中で意見を申すということについては、多分、大変言葉が不適切かもしれませんが、遅きに失したという思いはあります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 制度が始まったからといえばそれまでなのかもしれませんが、これこのままではないんですよね。2次補正でも850億円くらい盛り込まれているというような報道もあります。ということは、最初の1次で終わりではございませんので、やはり可能性と申しますか、進言する可能性はあるような気がするんですけどもね。こういう中で、気仙沼の会場に行った方々の話を聞きますと、全然さっぱり分からないと。それで、受け付ける係も中身をよく知らないというような苦情が相当出ているようです。それで、代理人を頼んで、その代理人の方のほうが逆に指導しているみたいだね。何かかなり煩雑な今の状況なんですよ。その中で、申請する方が大分不安を抱いているわけです、大丈夫かというような、そういう思いがあるようです。駄目だ駄目だばかり言っていないで、もし機会があればですね、そのような話も出していただければいいのかなと、そう思っております。いずれにしても該当者、これから続々と出てくるのではないのかなと思いますので、申請のしやすいようなそういう環境にさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

次に、新しい生活様式というものが打ち出されまして、経済活動が再開されるんですが、長引いた外出自粛で一朝一夕に客足が戻らないと。今朝の新聞等を見ていると、商店街に

幾らかは戻ったというような報道もあるようですが、これ、先ほども説明がありましたけれども、これにどんな経済対策、いわゆる長期戦になろうと思いますが、感染防止と経済の両立を目指さなくてはならないわけでありますが、どんな対策を考えているか、その辺を。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず最初に、前段でちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、何だかだんだん安倍総理の答弁みたくなくなってくるんですが、国会でございませぬけれども、一応私の思っているところをちょっとお話しさせていただきますが、持続化給付金も非常に煩雑だと。非常にこれは、地元紙、三陸新報さんにも大きく報道されたということで、広く読者の方々もその辺は周知しているという思いがありますが。また、他の例えば雇用調整助成金等の申請についても非常に煩雑で難しいということでもあります。基本的には、基本的な制度設計の部分で、非常に、末端のほうの方々がちょっと悩んだりするようなそういうような制度設計になったのかなと思っておりますので、できればもう少し分かりやすいと。したがって、ある意味私どもの町の16項目の中にあつていろいろな交付金といいますか支給があります。うちの町は申請については非常に単純明快、分かりやすいようにしてございます。面倒くさい申請書類等についてはそれはあまりないようにしてございますので、そこは我々は反面教師としてこういった申請のときにあまり悩まないような形の中での申請方式ということをお我々やっておりますので、町としてはその辺は粛々とこれから進めていきたいと考えてございます。

それから、経済とコロナの関係の両立ということになりますが、これはもう皆様方も新聞あるいはテレビ等の報道で篤と御承知のようではありますが、いずれコロナとは共生をしなければいけないということについては、これは皆さんも御承知のとおりだと思います。その中で、どのように経済を動かしていくかということですが、基本、今、県外等の移動自粛等も含めて、これがだんだんだんだん、もちろん解除になった部分もありますし、それからまだ移動禁止といいますか自粛という地域もございまして、やはり東日本大震災と大きくこのコロナが変わっているのは、人・物・金が全く移動しないということがこの新型コロナで一番の問題点だと思います。少なくとも、東日本大震災のときには人・物・金、これが動きました。そこがこのコロナウイルスの大変経済に大きな大打撃を与えたという一番の大きな要因だろうと思います。いずれにしても、この後観光の分野で倉橋議員からも質問がございまして、国内の需要をどう回していくかということがこれからの大きな課題になるだろうと思います。今、国としてもいわゆる海外との行き来ということで4か国に対して今打診を

してございまして、その中でいわゆるビジネスで移動するという方々はどうだろうということとで今そういった動きもありますが、しかしながら海外からのインバウンドということについては非常に厳しい状況だろうと思ってございます。いかに国内で金を循環させていくかということが、非常にこれからの日本経済として大きな転機であるのだろうと。それこそ、新しい経済、新しい生活様式をどう回していくかと、そこが非常に重要なんだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 全く、世界中行ったり来たりがもちろんできないわけですので、人も物も動かないわけです。ですから、限られたといえますか、限られた国内での活用といえますか、それに向けてのその策を練らなければならないのかなと、そんなような思いです。

先ほど言いました、持続化給付金の給付対象外になられた方々の支援というものは考えておりますか。

○議長（三浦清人君） ここで、昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番高橋兼次君の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと論点を整理をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど10万円の上乗せの件で、私がそれはないということでお話をさせていただいたのは、基本的にはこれは町の経営継続給付金の話です。先ほど来、この経営継続給付金は御案内のとおり休業補償等の受給を受けられなかった方々で、20%の売上げ減という以上の方々に対して経営継続給付金をお支払いをするという。先ほど来、高橋議員が質問の際にお話しした50%という部分につきましては、国の持続化給付金のお話でございまして、そこは国のほうの話でございまして、私たちがやっている経営継続給付金、いわゆる町独自の支援の部分とはここは違うということだけは少し御理解をお願いをしたいと思います。思いとすれば分かるんです。先ほど、ちょうど、多分皆さんも御覧になったと思いますが、お昼のニュースで立憲民主党の枝野さんが30%、40%、50%というふうな議論で安倍総理に議論をしておりましたが、皆さんそういう思いはお持ちだということについては十分に私としても理解はし

ておりますが、しかしながらラインをいたずらに動かすということになりますと、当然、先ほど来お話ありましたように、50が49のときどうするんだってという話とか、あるいはこれ40のラインに落としたときに40と39はどう違うんだって、ずっとこの議論というのは付きまわってきますので、ラインとすればやっぱりそこはしっかりと国としても守るというお話をしてございますので、町としての部分はまた違う形の中での十分な柔軟性を持った対応をしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これ、50%以上というのは持続化給付金そのものが国の事業でありまして、国の事業に50%以上に該当しない場合は支援はないのかというようなことでありまして、国とかあれとかでないわけですね。これ、20%から50%減収者に対して一律20万円の支給を決めた市もあるわけですよ、東北に。そういうような、先駆けて対応しているところもあるので、我が町はそういうことは考えないのですかというような質問だったわけですよ。今、整理すればですね、そういうことなんです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ですから、先ほど来何回もお話ししますように、町としては経営継続給付金という形の中で10万円を皆様方にお支払いをするということになっておりまして、基本的に、それを上乗せをするということはこれはそれぞれの自治体の財政能力の問題も関わってまいりますので、そこは南三陸町としては10万円というラインで皆さん方にお支払いをするということですので御理解をお願いしたいと。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これ以上言いませんが、10万円と20%から50%とは違うことを言っているつもりなんですけれどもね。10万円は、休業、時短に対しての10万円ですから。（「いえいえ、誤解しています」の声あり）誤解、ではいま一回。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、休業要請あるいは時短営業したところには県が20万円、市町村が10万円、30万円をお支払いすると。しかしながら、休業補償をしないところについては、求められない業者に対しては、それぞれの自治体の判断で給付金を支給するということになります。その中で、南三陸町は10万円を支給するという制度をつくったということですので、そこはひとつ、まだ分からないですかね。（「かさ上げの」の声あり）いやいや、これかさ上げの問題ではないんですよ。（「対象にならない人への」の声あり）そういうこと

です。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 違うんだな、そうすると、まあ、いいでしょう。それは分かりました。いつまでもここで足踏みしておれませんので。そういう市町も出てきたということでありますので、そこは2次に向けて頭の中に入れておいてもらいたいと思います。

観光客、大分減ったわけで、人の足が相当止まったわけではありますが、これから呼び戻さなければならぬというようなときに必要な支援、宿泊業者への直接的な支援というものは考えていないのかと。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味、今回のコロナの影響で経済的に大変厳しい試練に立たされているのが宿泊業者、それから飲食業者ということで、代表的なことではいけばこういうことだろうと思いますが、いずれ宿泊業者の方々も休業したり、大変痛手を被っているということは十分承知してございます。この分については、当然、2次の交付金の中で対応していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この次ということであります。既に、交付を決定した市町村もあるようではありますが、しっかりと支援をしていただきたいなと思います。

それで、次に、水産物の販売が相当落ち込んでいるわけではありますが、これによりまして我が魚市場の運営というものは、どういう内容になっておるんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 市場の経営という観点でお話をさせていただきますと、コロナもそうですが、ある意味海水温の高さということが非常に大きな影響を及ぼしているということは、これは避けて通れないと思っております。御案内のとおり、貝毒の関係でカキ、ホタテ、それから今はホヤということになりまして、出荷できないという状況でございますので、市場経営にとっては大変痛手だということがございます。それから、併せて言えば3月のイサダ、全く駄目だったということもございますので、市場の経営については大変厳しい状況にあると認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ただいま町長から話があったように、大変厳しい状況でございます。コロナの影響もありますけれども、先ほどお話ししましたように貝毒、あとは海流、

海水温上昇というふうないろいろな原因が重なっての経営という状況でございます。いずれ、魚全体の金額が下がっておりますので、そこは、今、先ほどもお話ししたように漁協とデータの整理をしておりますので、そこは2次補正で救えるような形を考えたいと思っておりますし、その中で市場の経営という部分につきましては、今年度行います経営戦略の中でも議論させていただくというような内容となっております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 魚市場は今瀬戸際と申しますか、経営面ではですね、運営か、そういう状況にあるわけでありまして、さらに捕れないだけではなくてコロナの影響で単価が下がっているわけですから、当然総体的な水揚げに影響しているわけですから、運営する側は大変なんだろうと痛感しております。ですから、今言ったような2次補正でしっかりと支援していただきたいと思っております。

次に、コロナによりまして入国制限が取られているわけですが、当町にも外国人技能者、実習生がいるかと思っておりますが、かなりこの先人手不足が懸念されているようなわけですが、今現在、当町のそういう人手不足の状況、外国人、どのような流れになっていますか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、緊急事態宣言が出まして国外との制限も（聞き取り不能）発生している状況下で帰国できない、また日本においでになる方々が来れないという状況が見られるということで、制度面的には在留期間を延長するという措置も取られていますし、ある事業者の方々の期間が終わった方々が継続的に次の事業者さんの手続ができるような特例措置も検討されているということのようでございます。ちょっと、実際にどのくらいの事業者さんでそういう状況の手続をされているかということまでは把握していませんが、そういう手だてはされているということでございまして、直接的に今これぐらいの不足が生じているんだというようなお話までは伺っていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 当町には何人くらい労働者がいるのか、東北では400人くらいいるんだそうですが。これが延長してそのうちに終息して入国制限が解けるようであれば、何とかクリアできるんだろうと思いますが、今の流れから取りますと申すとなかなかそこまでは簡単には行かないのかなというような雰囲気なんです。そこがクリアできずに不足したときに、技能者のいる企業へのでこ入れと申しますか、そういうことは今後考える余地があるかと思

ますがいかがですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） ちょっと前の資料になるんですが、今年の1月末現在で町内事業者に向ったところ119名の方々が実習生としておいでになっているという状況でございます。当然に、これは在留期間の問題があって動いていく数字なので、大体平均的に100名から120名くらいの間で推移しているのかなとは認識をしているところでございます。先ほども言いましたとおり、制度的に一定の緩和をするという措置が取られているということなので、そして残念ながら手続上、町の事務を経由しないんですね。延長の手続とか全て入国管理局の手続ということになりますので。状況に合わせて、何か企業側への支援ができるのであれば、そこは検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） よく情報などをこまく取り入れて、支援していくべきだろうと思いますので、対応していただきたいと思います。

それから、当町に新卒者を見送るというのか、そういう動きはあるんですか。新卒者採用ですね。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現時点で、この春で、採用を見送ったという話はちょっと伺っていない状況です。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 分かりました。せっかく動き出したものですから、そういうことが起こらないようになど念じているところでございます。

それから、次に病院であります。病院経営にこのコロナの影響というものはどのように響いているのか、現在のところ。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 御案内のとおり、病院のほうにも影響は出てございます。今、とりわけ一番大きいのは受診抑制ということになります。したがって、新患の患者さんが減っているということは如実に数字に表れているということでございますので、実は、第3回目の県と市町村長のWEB会議がございましたが、その際、私、町村会の会長の立場で病院の件について発言をさせていただきました。いわゆる感染症を受け入れる病院につきましては、感染者を受け入れる病棟そのものを空きベッドにしておかなきゃいけないということで、まさしく

収入が著しく減少するということが、そういった病院については約10%を超すぐらいの診療収入が減ということになります。あわせて、そういった感染者を受け入れない病院につきましても同様に9%ぐらいの収入が落ちているということですので、その際私お話しさせていただいたのは、医療崩壊という声が随分聞かれましたが、ここまで一定程度収束を見てきたという中であって当然のごとくこれから第2波あるいは第3波となった際に、病院が経営破綻をして第2波、第3波の際に病院そのものが受け入れられないという状況が想定されると、まさしくこれは医療崩壊につながっていくということがございますので、そういった診療収入が減収になった病院に対しての財政手当を知事から国のほうに強く働きかけてくれということをお願いいたします。それほど病院経営については大変厳しい、全国的な病院ですが、大変厳しいという状況であることは間違いないだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 町長が申し上げたとおりでございますが、私のほうからは詳しい数字というのは、3月、4月分ということですが、入院外来合わせて3月では960万円ほどの減収ということになってございます。ただ、4月になりまして、診療報酬の改定等がございまして、4月は大きい影響は今のところ出ていないというような状況になってございます。いずれにしても、外来が10%を超える減少ということに、1日当たりですね、そのような状況になってございますし、老人福祉施設と病院の患者さんの移動というか入退院の流れ等が少しこのコロナの影響で滞っているという状況が見られるところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それからここで、16項目の支援の中で医療体制の整備というようなことで発熱外来を設置するということがあったんですが、これ設置しているんですか。これからですか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 一般質問でも出ておりますので、詳細はあれですが、4月の後半のほうから患者さんの動線を分けて対応しているような態勢を取っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 分かりました。

次に、地域交通事業者向けの補助制度というものは、これ、あるのかなのかですね。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 第1次の支援対策では、そこまでは啓発程度にとどめておりましたが、第2次は国のほうで明確にある程度項目として示しているようです。ただ、詳細についてまだ示されてございませんので、第2次の地方創生交付金等の状況を踏まえながら検討していきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろなところへいろいろな支援をしなければならない、それが一回にできないので2次、3次はあるのかどうか分かりませんが、しっかりとその辺はフォローしていただきたいなど、そんなように思います。

次に、2つ目です。先ほど、2波、3波への対応、これで「3密」回避を徹底するというような答弁ありましたようですが、その中で大分1波でいろいろにぎわったとか不自由したと思いますが、マスクと消毒液の備蓄、2波、3波に向けて、それは万全にできるのかどうかですね。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これも、後に一般質問の中で出ているかと思いますが簡単にお話しすれば、現在マスクの調達にはあまり大きな苦慮なく購入ができるという状況にありますし、消毒薬についてもそういった形の中で流通されておりますので、それに備えて態勢を取ってまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 国からのマスクもまだ届かないような状況でありますので、2波、3波で慌てることのないように、すぐ対応ができるような備蓄なり、あるいは様々な対応が必要なんだろうなと思います。

次に、事態収束といいますか、これから対応しなければならないのは早期発見、感染を早く見つけるというようなことで、検査が大分重要になってくるんだろうなと思います。そのPCR検査は当初と今現在でどのような確率性というか、確実性というか、どのような流れになっておるか、その辺ですね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと、あとは保健福祉のほうからも詳しくお話しさせていただきたいと思いますが、窓口が保健所になってございますので、基本的に以前よりはるかにPCR検査を受けるキャパが大きくなったとはあまり聞いてはございませんが、いずれ今こうい

うふうに落ち着いてきた段階でございますので、ある意味ピーク時に比べればそこは少し緩やかになっているのかなという思いがありますが、いずれこれは基本的には保健所ということになります。県内で3か所で受け入れるということになっておりますので、数があまりにも少ないということが非常に大きな問題点であろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） PCR検査、今町長が申し上げましたとおりで、参考までに6日時点での件数を申し上げますと、県全体で3,086件PCR検査がなされているというようなことでした。うち、陽性と判定されたのが88例、県内で88名というのがございましたのでこの88例ということでございます。確実性ということですがけれども、今現在言われておりますのが70%くらいの確立で、陽性と陰性が見分けられると言われているようです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 確実性ってそこでなくて、当時、厚労省が出した指示といいますか通達によりますと、医師の判断を踏まえ検査を積極的に行うこととしておったんですが、受入れ現場にそれが反映されなかったということいろいろ断られたと。保健所が断ったのかどこが断ったのか分かりませんがね。その4割が拒否されたっていうようなデータがあるんですよ。今、これから完全に終息に向けて抑えていかなきゃないそういうときに、このような態勢ではちょっとやはり不安といいますか、完全に抑えられない状況になるのかなと、そんな思いなんです。そういう受入れ態勢が万全というか、要請したとおりに応えられているのかどうか、その辺の情報です。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 確かに、新聞等だったと思いますけれども、受入れ拒否の例があるということを見ました。その後、実は、気仙沼の保健福祉事務所のほうとも意見交換したんですけれども、当地方においてはそういった事例は一切ないということを確認してございます。あと、今後ということ言えば、これも金曜日だったかと思っておりますけれども、知事の会見でございましたけれども、このPCR検査以外にも検査方法を拡充して、しっかり態勢を整えていくとありましたので、県としても一定の対策を取られるものと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） しっかりと態勢は整えなければならないと思います。

最近ですかね、唾液によってPCR検査ができると、それを認めるというようなことにな

ってまいりました。唾液だとすると、採取は普通の病院でもできるのかなと思うんですが、当病院でその採取をする考えはあるんでしょうかね。（「検体採取」の声あり）

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 現段階では、PCR検査の実施主体は保健所となっておりますので、確かに唾液で感染リスクが低くなるというような情報は得ておりますけれども、現段階では保健所の指示でという動きになろうかと考えております。当病院では、ですから直接的に検査をやるということにはなっておりません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、最近認められたばかりだからね。まだ、いろいろと備えもあろうかと思いますが。検体採取、当病院でして、即PCR検査の元へ送れば検査早くなるんじゃないのかなと思うんです。そうすると、対応が敏速になるんじゃないのかなと思うんですよ。だから、当病院でも今後そういうことを考えるべきなんだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） その辺は、もしそういった疑い例が出た場合、流的には保健所のほうで検査キット等を持ってきて検体採取というような部分では、医師の協力等はあるでしょうけれども、その部分の流れがもっと短縮できればということで県でも態勢の強化を考えているというようなことはお聞きしておりますけれども、現段階ではまだそこには至っていないということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 保健所ならず、指定された医療機関というのか、あるいは民間の検査会社でもできるとなっているんですね。だから、保健所ならず、これからいろいろとこういうことが出てくることによって検査の内容とか方向性というのはこれから煮詰まっていくんだろーと思いますけれども、これに遅れを取らないように、我が病院でもやっぱり考えておくべきなのかなと思います。いかがですか、今後。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろな、いわゆる検査機関等を含めて、これもできるあれもできるというお話とかいろいろこの頃ニュース報道等でされておりますが、多分御承知だと思いますが、基本的な精度の問題が非常に憂慮されている部分がございます。抗体検査もそうでございますし、精度としては非常に低いということで、そこで陽性になってもいずれまたP

CR検査を受けないと駄目だということも含めていろいろなことが出ておりますが、ある意味これは全体の流れの中でどういう系統でこの検査を受けるかということをやったほうが、この問題は、いわゆるどこの病院でもやれば地域の方々は安心だと思いますが、反面、そういったコロナといわゆる発熱もない普通の患者さんたちが誰もが病院に行くときに、あの病院でこの検査やっているということになりますと風評の問題が出てまいります。これは当然そうなんです。ですから、ある意味、こういった検査はそう数が多いわけではございませんので、ある意味この地域で保健所なら保健所という窓口の中でやっていくと。それから、先ほど発熱外来のお話もありましたが、基本的にはそう多くないんですよ。基本的には、この間も市長会の会長からも県に要望がありましたが、各圏域に1か所程度の発熱外来を設けると。せいぜい、1日に来てもわずか数人くらいという話でございますので、どこの病院でも広げていくということが果たしてそれが得策なのかということ考えたときに、決してそうではなくて、やはりそれは特定のところでお願いをしていくということが、ある意味お互いにとっての安心感につながっていくと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろコロナについての考え方っていうのは医師の間でも、あるいはいろいろな業種の中でもあるようです。ただ、今、町長がおっしゃったような方法で敏速にそれが今まで以上にできればそれにこしたことはないんですよ。ですが、それがなかなか行かないために、今いろいろな方法を編み出して、そしてこの唾液は保険適用にもなったわけですよ。知事においても、いろいろなものを模索して、これから徹底してやっていくと。早期発見が一番の抑え込みといいますか、一番大事なんだというような話もしているわけです。ですから、先ほども言ったように、これからいろいろなその中身が煮詰まっていくんだろうと思いますから、やはりその方向で物事は考えておいたほうがいいのかなど、そんな思いなんです。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） よく理解します。今後とも、県の方針等に従いながら、病院でもそういった事態に対応できるように、態勢整備を図っていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） お願いします。

それから、感染について、これから梅雨に入るわけですけども、今年の梅雨はゲリラ豪雨を予想しているようであります。避難所の、豪雨ならずいろいろ緊急時の避難所の再検討

といますか、これからのコロナを踏まえて避難所をそれに合うような環境にしなければならぬのかなと思うんですが、その辺はいががでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今日、会議の冒頭で、議長からコロナ関連の質問が5件出ているということがございまして、極力重複しないようにというお話であります。今の御質問はまさしく単発でその質問が出ております。私、ここでお話ししてもいいんですが、このお話をした際には倉橋議員の質問にはお答えしなくてもよろしいかということになるんですが、どうなんですかね。（「いいですよ、それじゃあ」の声あり）

○議長（三浦清人君） 後の方はそれを考えながら別質問に持っていってもらおうということになると思うので、これ早い者勝ちじゃないんですけれども、早く質問出したほうが有利なんです。どうぞ町長、話してください。

○町長（佐藤 仁君） 御案内のとおり、避難所のいわゆる感染者対策ということがございますが、基本的に感染した方々、いわゆる熱のある方々をちゃんとした部屋を設けるということについては現実的には難しいということがございます。したがって、そういった熱のある方々については高台に自宅がある場合には自宅待機ということが一番だろうと思っておりますし、それからあわせて、避難した方々にとってはいわゆる「3密」を避けるということで、約4平米にお一人ということの枠組みにしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 町民、いろいろなところでいろいろ見方といいますか、いろいろなところを見ながら、不安を感じている方も大分あるようでありますので、こういうときはどうするの、ああいうときはどうなんだというようなそういうことをいろいろ言っている人もありますからね、我々町民の代弁者という立場もありますので、ひとつ今後に向けて進めていただきたいと思います。

それから、学校に関して、1日より再開したわけですが、先ほど行政報告の中でいろいろと答弁しているようでありますので、その分は省いて、今回のコロナでオンライン学習、オンライン化、大分この必要性が浮き彫りになったようであります。緊急時はこれはもう当然のことでありましょうが、今後の教育の中でどのように生かしていくのか、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） このオンラインの授業については、まずは必要な機種がなければで

きないということで、先ほどもお話しいたしましたが、おかげさまで予算が確保できたということで、あとはその機種を配置できればというところにはなっております。このオンラインの中でできるものというのは、タブレット型端末でできるのはオンラインだけではなくて、通常の授業の中でも活用ができる、一人一人の意見を瞬時にして先生が把握をしたり、あるいは友達同士の意見を2枚、3枚画面をつなぎ合わせることができるなど、大変ふだんの授業でも活用ができるということです。また、緊急時あるいはこの感染拡大の折には子供たちのほうにこのタブレットを家庭に持って行っていただいて、学校から授業を行い、家庭でも授業ができるということで、これまでできなかった家庭での学校教育というのが可能になってくるのではないかなということで、非常に可能性は高いと思っております。ただ、指導する側のほうにはやはり知識だったり技能だったりが必要ですので、タブレットが到着する前からそういった研修を深めていきたいなと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 大分、今回必要性が高くなったなど。そういうもので若干でも補ってあげば、学習の遅れ等々もカバーできるのかなと、そんな思いでありました。国のほうでもこれから何かそういうことを進めるというような考え方も出している方もいるようですので、遅れずに、やっぱりそういう方向で進めて行っていただきたいと思えます。

それで、臨時休校が長くなったわけですし、当然学習の遅れというものはあるわけですが、これも全般的な学力向上を含めて、教育に新聞の取り入れというものは考えはありませんかね。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） いわゆる新聞というのは、非常に授業に取り入れるには価値のある教材だと思っております。昨年度、一昨年度と戸倉小学校では新聞を活用した教育ということで進めております。子供たちにとって適切な内容の新聞記事を選びつつ、その中から様々な事象であったり、社会の流れなどを学び取り、さらに適切に表現できる力を持たせるには非常にいい教材だと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 御存じかと思いますが、N I E、これによっていろいろと試験的にいろいろな学校でやって、そしてその結果を出しているようですが、確実に向上しているというような、そういうその話も聞きましたので、これを機会にそういうものを取り入れて、今後の学力向上に役立てていったほうがいいのかと、そんな思いで今提案したわけですが、

ぜひ、前向きに考えていただきたいなと思いますがいかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この新聞もそうですけれども、いわゆる読書もそうですし、活字を通して情報を得たり、あるいは活字で発信する部分がありますので、自分の学びをこういったN I Eを通じて知識を高めるというのは非常にいいことだと思っております。また、タブレットを導入するというので、今度はいわゆるWEB上での学習というのも出てきますので、そういった活字から入る情報あるいはWEBからの情報をバランスよく学習に取り入れながら、効果的に子供たちの学力の向上に努めていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そのようにお願いしたいなと思います。

それから、教育長に最後に聞きたいことは、このコロナ感染で9月入学が大分取り沙汰されたようですが、学校再開によって若干何か下火のような感じもありますが、教育長の主観を聞きたいんですがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 全くの私ごとであればあれなんですけれども、やはり教育というのはそれぞれの土地であったり国であったりそういう長い歴史の中であるわけだと思っております。大きな地球の規模の中では9月入学がほとんどだとは思いますが、幾つかの国は3月とか4月とかという国がございます。日本の場合はやはり四季があって、やはり春の芽生えから秋の収穫、そして春をじっと待つ冬という1年の流れからすると春夏秋冬という言葉があったり、あるいは子供たちを育てる上で学習する上でも、種まきから始まって収穫までという流れを考えていくと、様々な社会的なことがあるのかもしれないですが、子供たちが生きていく中では自然とともに我々は生かされているということを見ると、やはりどうしても4月というか春に入学して卒業して新しい巣立ちという、いくときにもやっぱり春かなというような思いが強いのではないのかなと思いますので、やっぱりこの国に合ったものは4月入学、この国にあまり合わないのでも今までも9月にはなっていなかったのではないかなと思っております。全くの私見ということですが、そういう考えです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 主観、本当の考え方を聞かせていただきました。全く共感するものがあります。大事な子供たちでございますので、2次感染、3次感染、これの影響を受けないよう、保護者並びに家庭内ですね、感染予防の指導を徹底していただくようお願いいたします。

して質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

次に、通告2番倉橋誠司君、質問件名、1、新型コロナウイルス感染症対策、以上1件について一問一答方式による倉橋誠司君の登壇発言を許します。2番倉橋誠司君。

〔2番 倉橋誠司君 登壇〕

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋誠司でございます。ただいま、議長より発言の許可が下りましたので通告2番に従って一般質問を登壇より行わせていただきます。

質問事項は、前者に引き続きまして新型コロナウイルス感染症対策で、質問相手は町長でございます。重複する部分が他の後続の議員の方々とも一部ありますが、その辺り配慮しながらなるべく重複しないように心がけて質問したいと思います。

まず、南三陸町ではこの新型コロナウイルスの感染者は認められませんでした。県内では感染者数は88人で死亡者が1名で、4月29日以降県内では感染者は確認されていないという状況でございます。国内では、昨日までに感染者が1万7,223名、死者が919名ということで発表がされています。世界では、感染者は600万人を超えまして死者も40万人を超えたということで報道がされている状況でございます。国内での緊急事態宣言が全国的に解除されて、それぞれの現場では徐々に様子を見ながら活動が再開し始めて、活気が戻りつつあるのかなという状況ではございます。国内では一定の抑え込みはできたかもしれませんが、海外のほうでは一部で感染は継続していますし、今後ワクチンの実用化、それから治療薬の治験にもまだまだ時間がかかるというところで、まだ不安は払拭されていないと考えております。

そこで、町内での感染症対策についてお伺いしたいと思います。国のほうでは新しい生活様式の実践例ということで示していますが、庁内での実行性はどうかでしょうか。

それから、庁舎内でもリモートワークの必要性、それと達成度はいかがでしょうか。

それと、これから梅雨で台風、大雨の季節を迎えます。指定避難所での「3密」対応はできるのでしょうか。先ほど町長から部分的に答弁いただきましたが、御用意いただいた内容でお答えいただければ幸いです。

それから、ステイホームということにより南三陸町も大きな経済的損失を被ったと思います。その損失規模ですね、どのくらいでお考えなのか。それと、損失に対する対策、16項目のメニューがございましたですけれども、その中の経済的な対策の部分ですね、その後進捗はいかがでしょうか。

それから、観光業の支援策として観光協会から「未来の交流券」というものが販売されております。これによりどれくらいの効果を期待されるのでしょうか。

あと、中小の個人事業者が様々な業界で多数いらっしゃいます。個人事業者への後押しはどのようになっているのでしょうか。

以上で、登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、倉橋議員の御質問、新型コロナウイルス感染症対策ということでお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、新しい生活様式の庁内での実行性についてお答えをさせていただきますが、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえまして新しい生活様式の実践例を公表いたしました。その内容は、一人一人の基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイルの4つの項目について、人との間隔を最低1メートル開けるなど、新しい生活様式の具体的な実践例が整理されたものとなっております。

庁内における実行性は、役場庁舎や関係施設の窓口等に飛沫防止のビニールカーテンや消毒液を設置しております。飛沫感染等の防止について一定の効果が得られるものと認識しております。また、職員に対してはこれまでもその時々々の国や県の取組方針に準じ、不要不急の外出自粛や緊急事態宣言の対象地域へ滞在することを制限をしております。移動に関する感染予防についても対策を講じております。

次に、2点目の御質問であります。庁内でのリモートワークの必要性と達成度であります。リモートワークは職場以外の場所でパソコンなどを使用して仕事をする手法でありまして、人と人との接触機会を減らす観点から総務省でも積極的な活用を推奨しております。しかしながら、地方自治体における事務は個人情報を取り扱うことなどからセキュリティー対策のため複雑な回線を使用するなど、現在システム構築に係る課題等について調査をしておりますが、情報漏洩の危険性、在宅勤務をしている職員の勤怠管理及びそれに係る費用等を考えると、リモートワークができる環境整備をするというよりは職員一人一人の感染予防対策を徹底したほうが良いと考えてございます。

次に、御質問の3点目、避難所での「3密」対応はできるのかということですが、災害時に多くの避難者が集まる避難所においては、密閉・密集・密接、いわゆる3つの密の状態になるおそれがありまして、新型コロナウイルスをはじめとした感染症拡大のリスクが高まる

ことが懸念をされます。これから大雨や台風の発生が多くなる時期を迎えるに当たりまして、本町では避難所での新型コロナウイルスの感染症対策について既に町のホームページの掲載や、毎戸にチラシを配布するなどし、広く周知を図っているところであります。対策の具体としましては、町民の皆様に対し避難所の過密状態を避けるため安全な地域にいる親戚や知人宅への避難を検討いただくこと、土砂災害等の危険区域外で安全確保ができる方は在宅避難を基本とした避難行動をお願いしております。このほか、避難所においては定期的な換気に加え十分な避難スペースの確保や、避難者の健康状態の把握に努めるとともに、マスクの着用、手指消毒、咳エチケットといった基本的な感染予防を徹底するため、アルコール消毒液やマスクを避難所に配備をするということにしております。

次に、御質問の4点目、経済の損失規模と対策の進捗についてお答えをいたしますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う損失規模については、商工観光に限らず農業、水産業など他産業にも甚大な影響を及ぼしておりますが、これら全てを定量的に把握することは大変困難であるため、特に商工観光事業に関連する影響として令和2年3月から5月までの3か月における観光客入り込み数を前年ベースで試算をいたしますと総数で約35万人、このうち宿泊客数が約4万人となり、これを基に観光関連消費額を試算すると9億7,000万円で、あくまで試算額でありますが大きな経済損失が生じていると認識をいたしております。このため、関連する事業者への緊急支援策として、経営継続給付事業や地元応援券発行事業、新規事業導入支援補助事業などの制度を創設して対策を講じているところであります。

次に、御質問の5点目、「未来の交流券」の期待度についてであります。 「未来の交流券」は一般社団法人南三陸町観光協会及び同会の会員が主体的に新型コロナウイルス感染拡大が終息した後の地域振興策に加え、このような困難な状況にあっても交流事業を途切れさせることなく次への期待を地域の活力につなげていくことを目的に取り組まれているものでありまして、予約開始から1週間程度で完売する宿泊施設が出るなど、お客様の反応も上々であると伺っております。 今後は、国や県の方針を踏まえ受入態勢の強化を図るべく、関係事業者との連携を図っていきたいと考えております。

最後になりますが、6点目、個人事業者への後押しについてですが、支援策については先ほど来御説明いたしました事業者向け支援策を講じているところでありますが、さらに国や県を含む他方面の支援制度などについても相談窓口を設けるなどして対応しているところであります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） いろいろと対応を検討いただいているというところだと思います。今回の新型コロナウイルス感染症ですが、人類の長い歴史から見ますと別に今回始まったわけでもなくて、例えば600年前ですけれどもペストというのが世界で流行しました。それから200年前にはコレラというのが流行して、100年前にはスペイン風邪というのが世界中で流行して日本でも死者が出ているということで。2003年に、17年前ですけれどもSARSというのがアジアで流行しまして、当時私ベトナム勤務時代で、医療機関の乏しいベトナムで戦々恐々としたことをいまだに覚えております。大変怖かったです。WHOの感染症対策のイタリア人医師が亡くなったというようなことがありまして、私たちも本当に怖い、手洗い、うがい、消毒、マスク、徹底してやった覚えがあります。今回、医療体制が充実している日本でするのである程度安心しながら対応できているわけなんですけれども、そういった経験をしておりました。これから、感染防止対策というのを万全にしながら日常生活を、あるいは経済活動を取り戻すようにしていかなければならないということなんです。前回の一般質問で、私、東京オリンピックのことも話させていただきましたけれども、東京オリンピックも今回のコロナ対策で簡素化してはどうかとか、あるいは合理化してはどうかとか、観客を人数を制限してはどうかとかですね、そういった縮小ムードが出ているところで、これもやっぱり世の中のこういう流れになってくるのかなということで、オリンピックに関しても心配をしております。

この中で、皆さん、現在マスク、私も含めてしておりますが、はっきり言って息苦しい、暑苦しい、私以外の皆さんもそんな感じで受け止められているかと思っておりますけれども。でもこの新しい生活様式ということで、こういった対応を続けているわけですけれども、苦痛を感じるんじゃなくて、これをむしろ逆転の発想で楽しく、こういった新しい生活様式に慣れていくべきなのかなと思っています。宮城県の村井知事、マスク姿で出てくるときに、マスクにむすび丸のマークなんかつけて、あれいいと思うんですね。イメージがいいし、宮城県のPRにもなっているし。そういったちょっと遊び心をあしらったような対応が、我々南三陸町でもできないものかなと提案させていただきたく思います。例えば、マスクにオクトパスのマークをつけるとかシールを貼るとかですね、そういったこともやってはどうかということで提案させていただきたく思います。

それと、町長のほうからビニールのカーテンとか、お話ありました。あと、アクリル板ですね、窓口で設置していますけれども、これもちょっと私が見たところ殺風景な感じがしなくもないです。こういったアクリル板に例えば何かイラストを描くとか、町民へのメッセー

ジとかあるいは名言でも格言でもいいと思います、何か応援メッセージなんかも書きながら、楽しくマスク、あるいはアクリル板とかビニールシート、そういったものを通じて感染症対策を展開できないものか、何か一工夫できないものかということで提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）　ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時09分　休憩

午後2時29分　再開

○議長（三浦清人君）　再開をいたします。2番倉橋誠司君の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）　コロナで大変重苦しい雰囲気の中で、この数か月過ごしたわけですので、そういうちょっとした気遣いで周りを明るくするようなそういうものも必要ではないかということについては、まさしくそうだなと思います。実は、私、知事がつける前に、1日だけだったんですがこれつけたことがあるんですよ、ここに。ですが、周り見渡すと誰もやっていなくて私だけですので、こればかだなどと言われると思って止めました。その後知事がああやってつけて、毎日記者会見でもやっていますので、非常にデザイン的にもなかなかいいデザインのをしているなと思っていますので、そこはこれから。実は、町内のマスクを製造している会社で、ここにオクトパス君をつける、刺しゅうしたんですかね、マスク製造しているんですよ。そういうようなことで、議員の皆さん方にもぜひおつけいただいて、明るい議場になればいいなと思いますので、ぜひおつけをいただきたいと思います。

アクリル板とかの関係でございますが、多分、皆さん御承知のように役場職員というのは非常に生真面目でございますから、遊び心というのがどうしてもちょっと欠けてくるというのがあると思います。私を除いてですが。そういう意味においては、今倉橋議員おっしゃったようにちょっとした、本当に癒しになるようなデザインとかそういうのがあって、来た方々にもいいねと思わせるようなものを、これも一つ検討していく必要があるのかなと思います。

○議長（三浦清人君）　倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）　ぜひ前向きに検討いただければと思います。オクトパス君だけに限らず、せっかくラムサール条約にも登録されているわけですから、そういったラムサールのPR、コクガンの紹介であるとかそういったものもこういった感染症対策のツールを利用しな

からPR、何か情報発信ができれば面白いなと思っています。

南三陸町のホームページ上に、今回新型コロナウイルス感染症蔓延予防についてということで、ホームページ上に情報が適宜更新されていて、手洗いの5つのタイミングであるとか、それから人の接触を8割減らす10のポイントとかですね、これもイラストを交えながらうまく利用して分かりやすくホームページ上で情報提供できているかと感心して見ております。各種相談窓口についてもホームページ上でうまく一覧ということで分かりやすく表示していただいていると私は感じております。この新しい生活様式、庁舎内に限らず南三陸町内でも全体で新しい生活様式を定着させていければ一番いいのかなと思うんですが、シンプルでストレスを感じない、無意識に楽しめるようなそういった内容で工夫をして、これは何かマニュアル化でもできたらいいのかなと。マニュアル化して避難訓練、定期的に行っているかと思いますが、そういった避難訓練の、防災訓練のときなんかは、こういった感染症対策の訓練も併せて実行、体験してもらうような、そういった工夫があればなおいいのかなと思うんですけれども、感染症対策の訓練というのを、どうでしょう、御検討してみたいかでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、新しい生活様式のマニュアル化ということでございました。様々なケースがあるかと思いますが、そういうのを集めていってマニュアルにできるかどうかというのは、私も、新しい様式の例ということで国が出してまいりました、なぜ例なのかなということですとずっと考えたんですけれども、結果これが新しい生活ですという言い切りというのがなかなかできなくて、様々な部分でそういう考えを取り入れてくださいということなんだろうということで理解しました。例えば、買物に行くのもスーパーですと陳列されている商品を見てから買うのではなくて、今日はこれとこれを買おうと決めていて滞留時間を短くするとか、そういった一つ一つの小さなところを変えていくというところが多分この新しい生活様式というもので、習慣化してくださいということになっていくんだろうと思います。

それから、あと避難訓練といいますか、そういったものの取り入れということで、これはそういったものが一般化できるように、なおさら避難という特殊な状況の中で何かをするというのは意識してやらなければならないことだと思いますので、今後ちょっとこれについてはできれば前向きに考えさせていただければと思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） いろいろ地方と都市とで環境が、状況が違うでしょうから、国が示している内容が全てここでできるかということとそんなことはないとも思っています。

その次に、2番目のところ、リモートワークのところなんですけれども、この庁舎内でのリモートワークですね、町長から答弁がありましてセキュリティー対策、それから情報漏洩とかですね、そういった課題があると。感染対策が優先になるというような内容だったかと思いますが、それはそれで理解できます。この南三陸町ではその必要はないということであれば、それでいいんでしょうけれども。例えば青森県のむつ市ですけれども、ここも一つの地方都市かと思いますが、出勤者を7割削減して、時差出勤で庁舎の勤務をしているということで報道がありました。朝礼もネットで行っているようです。こういったリモートワークが実際にできている自治体も青森県にはあるということで、やれなくもないのかなと思うわけですね。とはいえ、いろいろ課題もあるかと思いますが、セキュリティーの問題、それから情報漏洩、それもあると思います。悩ましいところなんですけれども。でも、長い流れを見れば、いずれはやっぱりスタッフの数が減っていくのがおおまかな流れになるのかなと思っています。コンピューターが、1990年代にパソコンというものが作られまして、Windows 95が爆発的に生まれて、発売されて、IT化というのが始まったわけなんですけれども、それから30年たった今でも日本はまだまだ判こ文化というのが根強く残ってしまっていて、アナログな運営がまだまだ主流を占めているということで、私海外におりましたけれども、例えばシンガポールなんかは本当にIT化がどんどん進んでいまして、日本もなぜそれができないのかなとちょっと疑問には思うんですけれども。世界の流れからすると、日本はこれから取り残されていくんじゃないかなとも思っています。今回のコロナウイルスで、民間企業で在宅勤務ができていない企業というのが3割あるということで報道がされていまして、やっぱり民間企業のほうでもうまく進んでいないという実態も浮き彫りになっているようです。南三陸町では、従来通り皆さん、多分定時に出勤されているかと思いますが、リモートワーク、テレワークまでは行かなくても、例えば時差をつけて出勤するとかそういった方法というのはどうなのでしょう、取れないものなのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、行政のみならず民間もそうなんです、なぜリモートワークを勧めるかということについては、第一義的に大きいのは通勤の際の密なんです。公共交通機関を使って通勤をするということ、それから職場での「3密」と。それから、併せ

て職場での感染の分散ということでの、そういった主に3つの中でリモートワークということが言われておりますが、基本、当町で公共交通機関を使って通勤する職員はほぼいません。ほとんど自分の車で通勤、あるいは徒歩通勤ということになっておりますので、通勤上の密はまずないということです。それから、併せてお話をさせていただきますと、多分全国的にもリモートワークについては実際にはなかなか進んでいないんですが、基本やはり、例えば南三陸町の役場で、この御質問が来たときにどこでだったら可能性があるかという話をしたんですが、せいぜい総務、企画くらいです。あとはもうほとんど来庁者がおいでになって、相対して対応するサービスというのが我々行政の主なる仕事ということになりますので。かといって、ちょっと実験でやった自治体もあります。ですが、実際パソコンを持って行って仕事をしているわけでも何でもなくて、自己研鑽のために自宅で勉強しろということでやっている自治体もあると。それが一応はリモートワークを取り入れているということですが、現実問題としてまさしくリモートワークをやっているわけではなくて、ただ単に時流に乗ってこういうことでやらなきゃいけないなというだけでやっているだけだという自治体もありますから、基本的に私はある意味リモートワークで様々なコンピューター、うちの役場で3つのコンピューターの流れをつくっております。それを全部外部からそれに入るということになると、相当の財政負担が必要になってくるということでございますので、当然そういった費用対効果を考えていったときに、南三陸町が置かれている現状の中でそれだけの費用をかけてやる必要というものが私はないだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 分かりました。その辺り、明確にしていただければそれで私はいいと考えています。

これに関連するところで、ソーシャルディスタンスの話もあるわけなんですけれども、1メートルの間隔を取るということで、できれば2メートル、少なくとも1メートルですか、そんな感じのイメージだと思うんですが、総務課、企画課というところが挙がりましてけれども、例えば第2庁舎のほうですね、建設課のあるところ、結構密な雰囲気にも思えます。それとこの議場もそうです。この中身、どうですか。今、40人くらいいるんですかね。1メートルの間隔が取れているのか、ちょっとどうなのかなというのも、ちょっと疑問に思うところもあります。そういった感じで、例えば第2庁舎のほう、あれは今のままでいいのか、何か対策を取ったほうがいいとお考えなのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、この場所も密と言われれば密です。多分、御承知だと思いますが、県議会では委員会に入る人数と入らない人数を分散をしている、入らない人はテレビを見ながらその会議を見るということをしてしておりますので、例えばこの場所で密を改善することになれば、奇数番号の方だけがこの場所において偶数番号は控室にいるとか、そういう手だてというのも議場の中だったらあり得るのかなと。例えば、今一般質問してございますが、一般質問を通告している方はこの場所において、そうでない方は控え室でのやり取りを聞いているというのも一つの手だてなのかなと。それはあといろいろ皆さんで知恵を絞る必要があるだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） やはり、職員の中でもこの検討をいたしまして、見た目の上で非常に第2庁舎の中が狭いところに大勢の職員が働いているということは確かでありまして、少しでもこれを緩和するために、例えば2階の空いている部屋などに移動して勤務するような態勢を取れないかという検討も一応いたしました。緊急事態宣言の時間の中で、どこまでお金をかけてやれるかどうかということもありまして、結局は2階スペースを上手に使って、例えば図面を広げるような仕事は上に行ってそういった作業をやってもらうとか、それから換気をする、それからマスクあるいは手の消毒、そういったところを徹底していくということに加えて、さらにエアの滅菌の装置などもつけたりですね、結局住民の方へのサービスを低下させるということはやはり避けるべきだという前提の中で我々検討いたしまして、できる安全対策をしっかりやっていくということでの結論になりました。結局、机を挟んでの職員の距離というのは、本庁舎も第2庁舎も現実的には同じというようなことになっていきますので、結論としてそういった中で我々判断をいたしております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 費用がかかる問題もありますし、費用対効果ですね、その辺りも大事だと思います。ただ、総務省は2040年にはスマート自治体を目指す、スマート自治体への転換を望むというようなことで、20年後の目標というかそういった提言をしています。働き方改革というのも去年の4月から求められておりまして、このスマート自治体、議会も2040年にはリモート議会を考えていただきたいということで、同じく総務省は提案をしています。先ほど町長がおっしゃったように、一般質問は1人だけが中に入ってほかの人たちは控室というようなことも20年後にはやっぱりそれが自然な形になっているのかもしれないですね。

今回、10万円給付でマイナポータルというのを利用しながら電子申請ができるということ

でしたけれども、混乱しました。二重払いというのも一部の自治体であったようです。こんなトラブル、これはもうちょっと我々の世代だけで終えて、人口減少がさらに進む2040年ですね、20年後、次の世代にはやっぱりスマートにIT情報技術を利用できるような自治体にもなっていくべきだと思うわけですね。費用もかかりますが、それだけ20年という時間もありますので、長い目で計画を練っていただいて、資料なんかはネットで配信するとか、判こも電子判こというのを導入するとか、こういったアナログ経営というのは、アナログ運営といえますか、こういうのは極力減らして便利なデジタル化を我々の次の世代に向けて目指していくべきだと私も思うわけなんですけれども、この辺りいかがでしょう。長期的な視点に立って、何か御答弁いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分時代の流れからいって、今倉橋議員がお話のような時代にはなっていくだろうと、いくだろうというよりも多分避けられないんだと思います。とりわけ、今回のコロナの問題で日本のそういったコンピューターの問題を含めて非常に立ち後れているということが明らかになった部分がございますので、これを機会に日本のいわゆるICT化も含めてですが、いろいろな流れに変わっていくだろうということの一つのきっかけになったことは間違いないだろうと思います。残念ながら、得意な方とそうでない方というのはやっぱり社会の中には混在をしております。ですから、そういった時代の流れになってもそれに乗り遅れた方でも分かるようなそういう社会システムといえますか、構造というのはつくっていく必要があるだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 我々の次の世代ですね、今小学校、中学校、高校で勉強している生徒、児童の方々ですね、これからタブレットも導入されるということなので、我々よりもはるかに知識は積み上げてくれるだろうと期待して、次の2040年、スマート自治体というのが本当に実現できればいいのかなと思います。

次に、3点目の避難所での「3密」対応ができるのかというところで、毎戸にチラシを配っていただきました。私も頂いていまして、1枚物でチェックリストのような感じにもなっていていまして、何か災害が起こるだろうというときに何を準備したらいいのかとかですね、そういうのも分かるようになっていまして使い勝手はいいなと評価いたします。これから梅雨に入って大雨それから台風もやってくるわけで、先ほど10番議員からも同じような質問がありましたけれども、これから感染症プラス大雨に対する備えも必要になってくるかと思いま

す。例えば、発熱のある人が避難者の中にいた場合、避難所に個室が確保できるのかどうか。町長からも、先ほど10番議員に対する答弁の中で在宅避難であるとか縁故避難ですか、御近所さんあるいは血縁者のところへ避難するとか、避難所じゃなくてより安全と思われる知人、親戚のところへの避難というような方法も取れるとは思いますが。でも、そういう場所がない場合、避難所に行くことになると思うんですけども、例えば個室が確保できるのかどうか、それとソーシャルディスタンスの話にまた戻りますけれども、1人当たり2メートル掛ける2メートルで4平方メートルということであれば、収容能力が減るということにもなりかねません。現在、南三陸町には39の指定避難所があると理解しているんですけども、この39か所で十分かどうか、検討ですね、再検討というか検討してあるのかどうか。見直しが必要なのかどうかですね、その辺が庁舎内で議論ができているのかどうか、確認をしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 39という数字なんですけど、ちょっとどこからお持ちになったのかちょっと分かりませんが、町として指定避難所として指定しているのは16か所、それから指定緊急避難場所と指定しているのが52か所ということになってございます。いずれ、それぞれの避難所で個室が取れるところと取れないところが当然ございますので、ですから先ほど言いましたように発熱等体調が悪い方は、もし高台の自宅にお住まいの方々はそのまま自宅のほうでと、あるいは土砂災害の危険のあるときは親戚の家とかという形の中で避難をしていただければ大変ありがたいと思っております。実は、今回新型コロナウイルスの話になっておりますが、東日本大震災の際に我々が頭を痛めたのはノロウイルスが発生しまして、この方々を隔離しなければいけないということで大変苦戦した思いがございまして。たまたまそのときは、志津川高校のノロウイルスが発生した場所には教室がありましたので、校長先生にお願いして何とか教室を開けていただきたいということをお願いをさせていただいた経緯もありますが、ベイサイドアリーナでも同じノロウイルスが発生しましたが、御案内のとおり個室はございませんでした。したがって、外のほうに小さなプレハブを持ってきてそちらのほうに隔離をしたということがございまして、そういうケースも我々経験してございまして、いずれいざというときにどのような対応をすべきかということについて、いろいろ過去の経験を踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 39か所というのは、実は防災マップから拾った数字です。防災マップ

にリストがあつて39か所ということでした。

それと、ちょっともう一度追加でお聞きしたいんですけども、例えば1人4平米というスペースをソーシャルディスタンスとして確保するべきだということなんですが、これで町長のほうから16か所、それから52か所ですか、そういった避難所の数字がありましたけれども、これを見直す、追加で足す必要とかそういうことはないということではよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 東日本大震災のようにほぼ南三陸町の町民1万人が避難所生活ということになれば当然避難所の数は足りない、いわゆる「3密」を避けるということは不可能だと思います。しかしながら、高台移転をして、高台の造成をした地域にお住まいの方々にとっては、土砂災害以外はほぼ水害の関係では自宅にいたほうが安全ということになりますので、スペース的には十分確保できると認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 分かりました。気象庁は、今のうちに備えを進めて適切な避難につなげてほしいということで注意喚起を行っております。当町でも、準備はできているかと思えますけれども、注意をしながら避難所運営を進めていただければと思います。

では、続きまして4番目の経済の損失規模と対策の進捗はというところに移りたく思います。町長から観光に限って言えば9億7,000万円という金額がございました。ほかの産業も足せばもっと大きな数字になるだろうなと思いますけれども。昨日の報道では、世界銀行の予測では世界中の経済成長率がマイナス5.2%減少するという予測を立てていまして、世界恐慌以来過去100年で最悪とも言われております。先月、既にアルゼンチンという国ではデフォルト、債務不履行を起こしていまして、これから新興国なんかを中心にこういったデフォルトを起こす国々も出てくるかと思えます。経済の回復には、専門家なんかに言わせると2年かかるとかあるいは4年かかるとか、そういった長期的な期間が必要だということではあります。南三陸町の産業の中でも今までの販売先あるいは仕入れ先との取引が一時的に滞って、やっと再開に向けて動き出している状況かと思えますが、サプライチェーンが途切れてそれによって資金繰りが悪化して倒産するという企業も出てくるかもしれません。東北でも9割の企業がマイナスの影響が出たということで報じられていまして、経団連の中西会長という方ですけども、新しいやり方でできるかできないかちょっと考えながら行かないといけないと、大変難しい大きなチャレンジの時代に入ってきたというようなコメントを

出しております。南三陸町でも観光に限っては9億7,000万円、ほかの産業を入れれば多分数十億くらいになるのかなとは想像しますけれども、この経済の立て直しですね、どれだけ時間がかかるのか、ちょっとイメージができないんですけれども。さきに示していただいた16項目の対策の中で、経済分野に限って、何かいい手応えとか出てきている部分があればちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、感触、もしあれば御紹介いただけますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 16項目の中で、当課が手がける部分が6項目になりますが、事業としては全てもう着手済みでございまして、若干スタートの時期が異なっているという状況でございます。御承知のように、既に先ほどお話ありました地元の応援券とかは全世界帯に配布、今している最中ということでございますし、各種相談業務はもう既にやっているという状況でございます。ちょっと実数にはならないんですが、経済的な損失を支えるためにいろいろな融資の制度なんかも出ているんですね。当課に相談をいただいた内容で、その内容で申請のベースでいきますと既に3億円を超えているという状況です。ですので、どこまで手当できているかというのはなかなかつかみづらい部分があるんですが、確実に必要とされている方の相談業務には乗らせていただいて、その中でも有効に働くような方策について御案内をできているのかなと思っております。いずれ、長期化は否めないと思いますので、長い目線で対応できるような環境づくりには今後も意を用いていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 先ほどの10番議員のときにも話が出ましたけれども、国が今週中にも通そうとしております第2次補正予算ですね、これに国民は期待してございまして、我々南三陸町民も期待をしたいところなんですけれども、先月臨時会で示された16項目ですが、この16項目に絞る前にたしか町長は数十項目あってその中から16項目に絞ったということでお話があったかと思っております。その時点で漏れた16項目以外の項目で、今回国が示しています第2次補正予算、これも金額が幾らこっちに来るのか分からないのでまだちょっと検討も難しいというような話がありましたけれども、何かできないものかなというようなことを考えています。16の事業の中の経済対策について、畜産それから花卉生産、水産加工、ギンザケ養殖、牛肉や水産物の消費促進PR事業というようなことでありました。品種、あるいは分野が限定的かなとも思われなくもなかったかと思っております。これらに該当しない品目・品種の第1次産業ですね、この辺りも拡充して今回の第2次補正予算で対応いただければと思っております。

す。例えば、南三陸ねぎなんですけれども、ちょっとネットで調べてみたら新型コロナウイルス感染症の影響により困窮している農業支援として南三陸ねぎとか、三陸産海藻入り仙台みそ汁とかですね、何か不屈のねぎ限定ボックスというような商品名をつけて期間限定で販売しているということで頑張っている様子がニュースにもなっていました。それと、先ほどの議員が漁業者への支援ですね、麻痺性貝毒でホタテ、ホヤといった品種もダブルパンチを受けているというようなことでも報道がありましたけれども、こういった前回16項目から漏れた品目・品種に対して次の第2次補正予算で重点的に何かやっていただけないかなということを考えております。その辺りいかがでしょうか、前回漏れた項目に対してですね、何かできないものか。お願いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど答弁もいたしましたけれども、いずれ水産物に関しましては漁協のデータを精査した上で、この間16項目漏れた部分を救いたいと考えておりますし、今お話ありました南三陸ねぎという部分についても、ちょっと農協と相談させていただいて、前向きにこの辺は2次補正に対応できるような形に制度をつくり上げたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと次、別なところで、今リモートとかテレとかそういったキーワードがよく出ますけれども、リモートセールスという、要は通販ですね、こういったことにも力を入れようとしている自治体もあるようです。経済構造が変わっちゃって、サプライチェーンなんかも変わって販売形態なんかも遠隔化するような動きがあります。南三陸町の製品、商品なんかもPRしながらリモートセールス、通販のほうにも力を入れていくべきかと考えますけれども、この辺りどうでしょう。役場として何かサポートするような考え、ございませんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 前回お示しした16項目の中に、新規事業導入の補助制度を設けてございまして、その中でなかなかこれまで取り組めなかった事業所が取り組もうというところに支援をするというような制度も構築をさせていただいているというところがございまして、やはり一般の販売に比べると、例えば当課の担当しています観光系のイベントなんかも最近はできていないという状況があって、直接消費者の皆さんにお届けする機会が減っているというのは確かでございます。今、リモートとかテレというような言葉がございまし

たが、マスコミを通じてお取り寄せとかそういうこともたくさん出ていまして、仕組みとしては有効に働くんだろうなと私も感じております。あわせて、御指摘はたくさんあるんですが、手続上でインターネットを介した手続というのが大分増えてきているという状況があります。裏を返せば、そういう手続に対応していかないと今後第2波、第3波が来たときにまた同じような手だてをしようと思ったときにもまた対応できていけないというような環境になるのかなと思っております。そういう仕組みができれば、そういったECのサイトの販売的にも対応できていく環境というのは整っていくんだろうなと考えてございますので、ぜひ、そういったこともこれをきっかけに皆さんにも御検討いただけるといいのかなとは感じてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ぜひ、その辺り前向きに取り組んでいただけたらと思います。南三陸町、本当にいい商品、いい製品がありますので、胸を張っていろいろなところで販売活動を、PR活動をしていただきたいなと思います。

続きまして、5番目の「未来の交流券」の期待度はというところに移りたく思います。これはちょっと4番議員とも関連するところがあるかもしれません。その辺、ちょっと配慮しながら質問していきたいなと思います。

観光協会で「未来の交流券」ということで販売を進めていまして、みなみな屋eマルシェというWEBサイトで6月30日まで販売するというので、その説明なんか見ると交流人口が9割以上減少しているということで、宿泊券が1泊3,000円から5,000円引きということで大変お得な条件で販売されています。宿泊以外にも商品券、それから体験イベント、それからツアーとかですね、最大で5割引きということが書かれております。観光客激減しています。内閣府のほうは、基本的対処方針案として7月10日以降ですか、6月末かちょっと分からないですけれども、本格的に観光も県外移動を解除すると、これは首都圏も含めてですね、解除する考えになっているようです。実質的には、もう既に宮城県周辺県外移動も動き始めておりまして、徐々に観光客も戻りつつあるのかなと。7月からは本格的にお迎えするようなことになろうかと思えます。そのタイミングでこの「未来の交流券」も使用ができるようになるのかなと。これに反応がよかったということですが、どれくらい売れたのか、ちょっと金額が分かれば一番ありがたいですけれども、例えば枚数でもいいし件数でもいいですけれども、あるいは期待を何パーセント上回ったとかですね、そういった、どれくらい反応がよかったのか、その辺りもしお持ちでしたらお示しいただきたいなと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まさにそういったところの通常の交流の再開に向けて、未来の予約という趣旨を込めた券ということで、先ほど町長からも答弁ありましたとおり宿泊施設を中心に好評いただいておりますということで、全体の事業規模としては500万円相当と想定されているようですが、昨日伺ったところほぼほぼ、間もなく完売になる見込みであろうというところまで来ているということです。多くはやはり宿泊施設ということになると思われます。あとは、あわせて、16項目の事業の中でブックレットというのを作らせていただいたんですけども、御覧いただいていると思いますけれどもこういった冊子を作って、これは全国の応縁団とかの皆さんにも送付させていただいたんですが、こういった方々からも御予約を頂戴しているということなので、また南三陸を訪れてくれるきっかけにはなっていると感じてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私もブックレット1部頂きまして、非常によくできているなと思います。最後のほうのページに「未来の交流券」についての案内なんかもありまして、宣伝効果もあるかなと思っています。

間もなく完売ということなんですが、販売の期限ですね、本来もともとは6月30日、月末までということでしたけれども、完売になったらもうその後は売り切れということで新たな交流券はもう追加で販売しないというようなお考えなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） おかげさまで御好評いただいているということです。このコロナからの通常に向けてというところに対しては、非常にスタートとしてはいいきっかけづくりになったのかなと思っていますが、当然、先ほども申しましたとおり長期化を想定しないといけないという部分でございますので、これからコロナがなくても通常であれば冬場に向けてどんどん、宿泊を含めて閑散の時期と言われてきますので、既存の予算も含めて、それから第2次の補正予算、国もいろいろ今キャンペーンについても取り沙汰されておりますが、そういったものを、また県でも新たな事業を導入するというようなお話も報道されていますので、いろいろなところの制度を活用しながら、何らかの形で同じような趣旨が継続できるようなことは考えていきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） うれしい悲鳴だったということで、よかったですと思います。宮城県でも、

先ほど課長から答弁ありましたけれども、県内の観光をどうすればいいのかというようなことで議論を行っているようです。前回の一般質問で、私ちょっと県の宿泊税のことさせていただきましたが、村井知事は宿泊税を今の状況では議論するのは無理だと思うというようなことをおっしゃっているようで、観光業者のほうからは今後ビジネスモデルの転換が迫られていると。例えば、今まで1部屋に5人くらい入って宿泊していたというのはこれからは通用しないと。やっぱり1部屋に2人とか、そういったのが一般的になるだろうということで、観光業者の人たちは言っているようです。そうすると、今度少ない人数でも採算が取れるように収益の体制を変えていかなければいけない、ビジネスモデルを転換するという作業がこれから必要になってくるんだろうなと思います。観光に関しては、宿泊、飲食だけに限らず裾野産業がいろいろあって、悪影響がいろいろなところに、いろいろな産業に、観光だけじゃなくて、あるいは飲食だけじゃなくて、いろいろな産業に悪影響が波及しているというような意見も出ているようです。宮城県では、9月末にも観光業の回復に向けた戦略を取りまとめるというようなことで発表しています。宮城県ではクラウドファンディングというものを活用して「愛する観光みやぎドットコム」というようなサイトを立ち上げて、これは1割増し、10%お得な利用券を販売したいということで参加事業者を募集しています。今月6月の県議会で予算化しようというようなことで準備しているようです。この県の1割増しの利用券と南三陸町の「未来の交流券」、似たような性質なんですけど、これとも何かうまくコラボして南三陸町の宿泊あるいは飲食業そういったところにもうまく誘導できるようなシステムづくりができないか、ちょっと県とも交渉していただきたいなと思います。それと、県に限らずJRもデスティネーションキャンペーンということで東北を売り込もうということで、東北観光推進機構なんかも本腰を上げておりますので、そういったところともコラボしながら、「未来の交流券」を基本にしながら南三陸町を盛り上げていっていただきたいなと思いますけれども、そういった県との情報やり取り、そういった態勢は大丈夫ですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 先週でしょうか、宮城の観光振興会議が開催されたと私どもも聞いておまして、今後それを県内7つの圏域に振って、圏域ごとにいろいろ御意見を頂く場も設けていくと伺っていますし、それに我々も加わっているところで意見等々ということになると思います。あと、先ほど町長からもお話ありまして、県と市町村がコラボした事業ができないかというような御提案もあったということでございますので、そういった面も今後検討されていくのかなと感じております。今回、1割増しの券も補正予算

でまた予算を積んで10倍まで増やすというようなお話もちょっと報道されていたようでございますので、そういった面も含めて、同じような制度とか、あとは相乗効果を持ってやれるような制度とか、県と引き続き情報交換しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） その辺り、県とも密に連絡を取りながら盛り上げていただければ大変うれしく思います。

では次に、最後ですけれども、個人事業者への後押しはというところで6番目に移りたく思います。今朝のニュースを見ますと、倒産件数日本国内で227社ということで、服飾業界の大手のレナウンが経営破綻したというのも多分皆さん御存じだと思います。それから、東北のインバウンド拡大のカードだったタイ国際航空も破綻したということで、恐らくコロナが終息した後も仙台便は多分なくなるんじゃないだろうかとということが想像できまして、ちょっとがっかりしているところです。県内でも、倒産したりあるいは閉鎖を決めた事業所、工場なんかもあるようです。日本だけじゃなくて世界中でも経済がストップしてマイナスに落ち込んで、これから再稼働させていかなければいけないんですけれども、とはいえ宮城県は5月19日から緊急事態宣言が解除されて、そろりそろりと再スタートを始めていまして、でも横の顔色、隣近所の顔色なんかも見ながら、不安を抱えながら再スタートしてきているという状況です。どこも資金繰りなんかは困ったと思います。当町は東日本大震災ということもありましたし、そういった被害に加えて今回のコロナということで、例えば二重ローンあるいは三重ローンということになった方もいるかもしれません。長期戦ということで、これは皆さんも重々覚悟しなきゃいけないんですけれども、中には新規事業のほうに活路を求めるといっていらっしゃいます。先ほども言いましたけれども、第2次補正予算で一応32兆円ですか、今週中にも成立するというところで、雇用調整助成金は1人1日当たり8,330円から1万5,000円に引き上げて、これも9月まで延長ということで。それから、休業手当も上限月額33万円で9月までとかですね。拡充、いろいろされています。これから、実際何ができるのか、いろいろとあると思いますけれども、役場のほうに今までに引き続いてさらに相談なんか来られると思います、地元の事業者の方からですね。それで、速やかに対応ができる、そういった準備はできているのかどうかですね。今回の第2次補正予算に対してこういったメニューがありますよとかそういった案内ができる、そういった準備は整っているのかどうか、その辺りをまずお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前の高橋議員にも答弁してございますように、予算が全く決まっていないということです。したがって、どういう資金使途ということがそれも枠組みとして示されていないという現状でございますので、今、我々がその辺を踏み込んで議論するという環境にはないということは先ほどもお話ししたとおりでございますので、今後、多分12日が、交付金の関係の2次補正の予算が決定になると聞いておりますので、それ以降ということにならざるを得ないと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 第2次補正予算の件じゃなくて、次ですね、別の項目でお聞きしたいところがあります。町で徴収する部分で税金関係ですね、例えば固定資産税ですけれども、これを例えば減免というか、猶予期間を設けるとか、そういった動きはあるのかないのかですね、その辺をまずお聞きしたいのと、それと松島町でのことがちょっと新聞に記事がありました。これは水道料金のことですけれども、基本料金を3か月間5割減免するというようなことが新聞記事にありました。南三陸町では、こういった水道料金の減免というのは議論がされているのかあるいはないのか、しないという方針なのか、その辺りも確認したいと思います。あと、町の直接的な収入とは関係ないんですけれども、例えば電気料金とかですね、そういった公共料金も、何か東北電力に働きかけるとかそういった動きはないのかどうかですね。補助制度を考えると、そういった施策は取れないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 納税の猶予のお話出たんですけれども、先月の臨時会で御決定いただいたんですけれども、全税目に当たりまして納税猶予をできるというようなことで、広報につきましては今月の広報と来月の広報に載せたいと、ホームページではもう既に出しているんですけれども。それから、減免につきましては、国保税とか介護保険とか後期高齢者につきましては今回の条例案に出している部分もあるんですけれども、それぞれ対応するというので、予定といたしましては来月、7月、本賦課の通知出すわけなんですけれども、その中に詳細について説明する資料を入れて対応したいと考えてございます。それから、固定資産税のほうなんですけれども、わがまち特例の部分で来年、令和3年分の減免につきましては、わがまち特例に関する部分につきましては来年の1月31日までの申告期限という形になっていきますので、それにつきましては今年度じゃなくて来年度の対応という形になると思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 水道料の減免につきましては、水道事業については独立採算制の企業というところもありまして、そういった観点からいたずらに減免するということはできないんですけれども、地方創生臨時交付金の財源にするなど、そういった後ろの手当がつけばそういったところは可能となりますが、町全体として使い道について協議した結果において、減免に充てる分は配分がないというところでした。水道事業においては、累積欠損金も生じている中で、その分を減免でさらに大きくするというわけにはいかないというところもありまして、今回については減免に至っていないというところであります。

○議長（三浦清人君） 電気料は、東北電力いましてので答弁できませんから。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 東北電力は直接東北電力にお伺いしたく思います。

税金のところ、別の税金ですけれども入湯税があります。入湯税、どうなんでしょう、結構たまっているんじゃないでしょうか。今回、こういったコロナ関係で観光客が激減しているわけですけれども、この入湯税一体幾らあるのか、何か使えないものか、その辺りをお聞きしたく思うんですけれどもいかがでしょうか。何か活用方法あれば、御提案いただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。入湯税の残高、使い道。

○町長（佐藤 仁君） 残高はちょっと担当から、考え方だけお話しさせていただきますが、基本的に山形県の上山市が入湯税相当を支援をしたという情報を聞いておりますが、入湯税そのものを例えばという考え方については持ち合わせてはございません。我々とすれば、当然観光振興という形の中で使わせていただきますが、今それに手をつけなくても、さっき言いましたように2次交付金の関係でそちらの対応は可能と思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現在の基金の積立額は5,574万6,000円となっております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 5,574万円ですか、結構な金額かと思えます。観光振興が主な目的になろうかと思えますけれども、今回のような非常時にそれでも使わないということであれば、ちょっとこの徴収する目的があるのかどうか、徴収する意味があるのかどうかですね。その辺、ちょっと根本的なところをお伺いしたく思うんですけれども。このままずるずる1億、2億とため込んでいくことになるのか、その辺り、将来的なビジョンは何かないものかどうかお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 御案内のとおり、入湯税につきましては今残金がそれだけあるということですが、当然観光振興として必要なケースがあればそれに使っていくということで、我々としてはその資金使途ということについては内々決めております。したがって、先ほど申しましたように、例えば今、入湯税を集める意味があるのかということなのですが、これは基本的に制度で決まっております。しかも、それは業者いわゆる法人が払うわけではございません。基本的にはそれは入湯した方、お風呂を使った方から預かっているだけでございますから、そこはひとつ、そういう制度になっておりますので御理解をいただきたいと思っておりますし、いずれこの件については我々としては観光振興、当然必要だと先ほど来答弁してございますので、2次の交付金の関係の中で観光振興については意を用いていきたいとは考えております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 有効利用できるように期待をして待っております。

続きまして、花火大会ですね、夏祭り、これが中止になったということです。一方で、ひころの里それから神割崎キャンプ場、この辺りは6月1日から再開したということですが、これも多分様子を見ながらの再開だと思うんですが、今回閉鎖したけれどもこれからチャンスにもなるのかなと考えていまして、実は。例えば、キャンプ場なんかはアウトドアで「3密」状態に非常になりにくい、広大なスペースもありますので1人当たり4平方メートルのスペースは十分確保できると思います。今がこれ、PRのいいタイミングだと考えています。6月1日、1週間前に再開したところではありますけれども、この夏に向けて何かイベントとかを開催して、本格的に、ひころの里も含めてですね、盛り上げていくような何かアイデアというか、そういったスケジュール感というのをもしお持ちでしたらお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、イベントの関係ですが、現在県で一つの指針として屋外1,000人以内ということを出しております。いずれ今度は、6月19日過ぎればまた次のステージということになりますが、基本的に夏までは県内ほとんどの自治体においては屋内、屋外両方のイベントは中止ということではほぼほぼ決まっておりますが、いずれほぼ収束という状況になった際に屋外イベントオーケーだと、いわゆる人数制限等も含めてやっていいとなったときに、どこが最初にやるのかということの、実は様子見状態が今続いております。県内で、町長の会議とか市長の会議とかっていうのは随分少なかったんですがやっと復活してきまし

て、仙台のほうでいろいろお茶飲みしながらいろいろ意見交換するんですが、やっぱりどうしても最初にやって、最初にまたそこからクラスターができたといったときに、大変な責任というかそういうものを非常に皆さん御心配なさっているというのが現状でございます。そういった中で、やっぱり日本全体の流れとして、一つには6月19日にプロ野球が無観客ですが開幕します。その後、多分観客を限定した形の中でスタートをする。次はJリーグが始まっていくということになります。多分そういうのが定着して初めて屋外イベントの、人が幾ら来てもいいというイベントを開催するという機運が少しずつ出てくるのかなという思いがありますし、それで私は個人的になんですが、多分ここが一つのキーポイントになるのかなと思うのは、9月27日に「豊かな海づくり大会」が開催されます。これは、天皇陛下の三大行幸啓になります。これが今のところはまだ正式に決定になっておりませんが、8月に初めての実行委員会が開催されるんですが、その際にどういう方向性が示されるのかということです。御案内のとおり、「豊かな海づくり大会」は本当に数千人の単位の方々がおいでになる大会でございますので、それが開催をされるとある意味ほかの自治体でのビッグイベントというのが少しは前向きのエンジンになっていくのかなとは感じてございますが、いずれ今はどこの自治体もやっぱり後ろ向きというのが実態ではないかと思っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 皆さん横を見ながら、御近所を見ながら、慎重な状況が続いているんだと思いますけれども。この辺り、太っ腹な町長でしたらぜひ先陣を切ってPR活動を、前を進んでいただければ私はうれしく思います。

ちょっと締めますけれども、仙台市が第2波というのを見据えていまして、緊急対策プランという取組をまとめたようです。秋頃までをフェーズ1と、年末までをフェーズ2ということで段階的に第2波を迎えようと、そういう対策を練っているようです。3つの分野がありまして、市民の命をどうやって守るか、それから暮らしをどうやって進めるか、経済の立て直しをどうするか、それから医療の体制をどうするか、それから教育をどうするかといった分野でそれぞれのフェーズ1、フェーズ2の段階を考えながら対策を練るということで取り組もうとしています。当町も、やっぱり同じようにほぼほぼ同様の取組が今後求められてくるんだろうなと思います。今回、第1次補正予算それから第2次補正予算、それなりのお金の動きもありますけれども、それをやったからこれで終わりというものではなくて、そのときそのときの状況を丁寧に皆様に見ていただきながら、いろいろな対策会議とかもあろうかと思っております。そういった場で議論をやっていただきたくお願いしたく思っております。

来年の今頃、もうこのコロナのことを語るよりもオリンピックの話題で盛り上がりたいたいなと思っています。オリンピックが本当に延期されて残念に思っていますが、来年はオリンピックの話で一般質問なんかもできて、そういった盛り上がった年になるように、なればいいなど願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） 以上で倉橋誠司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時44分 延会